

岩手県告示第 51 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 19 年 1 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成 18 年 12 月 20 日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人どんぐり工房
 - イ 代表者の氏名 櫻庭明美
 - ウ 主たる事務所の所在地 久慈市長内町第 9 地割 67 番地 2
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、久慈地域に在住する障害者及び家族に対して、住みなれた地域において、安心して普通の暮らしができるよう生活支援や就労に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加及び地域の保健福祉向上に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成 18 年 12 月 22 日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人いわて・ふるさと倶楽部
 - イ 代表者の氏名 照井正勝
 - ウ 主たる事務所の所在地 紫波郡矢巾町煙山 1 番地 41 号
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、昭和の心（感謝・感動・相互扶助）をテーマに地域やそこに暮らす人々に生きがいや活力を与える為の町おこし活動を通じて、失われつつある地域の文化（有形・無形）を可能な限り保存・管理・再利用することを事業とし、地域の商店街等の活性化を通じて、地域の相互扶助の精神を根付かせ、社会の発展に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成 18 年 12 月 26 日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人釜石市身体障害者協議会
 - イ 代表者の氏名 長谷川忠久
 - ウ 主たる事務所の所在地 釜石市千鳥町一丁目 1 番 6 号
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、生活向上に関する事業を行い福祉の増進に寄与することを目的とする。